MIC Ministry of Internal Affairs

困ったら 一人で悩まず



春日部一日合同行政相談所の開催

一平成 25 年 1 0 月 8 日 (火) 一

関東管区行政評価局では、行政相談週間行事の一環として、10月8日(火)に、春日部市内では初めて、国の行政機関、地方公共団体、弁護士・税理士などの機関等にご参加いただいて「春日部一日合同行政相談所」を開設し、当日ご来場の皆さまから直接、国や地方公共団体の仕事などに関するご相談を「ワンストップ」で受け付けます。

登記や戸籍、税金、賃金、雇用保険、道路、年金、相続・遺言などのご相談に限らず、 行政に対する様々なご意見・ご要望などもお受けします(参加予定機関等は別紙参照)。

■会場:東部地域振興ふれあい拠点施設「ふれあいキューブ」 1 階多目的ホール C (東武スカイツリーライン、東武野田線 春日部駅西口から徒歩5分)

■受付時間:10月8日(火) 10時00分から15時30分

【行政相談週間について】

総務省では、10月21日(月)から27日(日)までの一週間を「行政相談週間」として、 行政相談制度を広く国民の皆様にご理解いただき、その利用促進の図るため、街中の身近 な場所にワンストップの「一日合同行政相談所」を開設するなど、全国各地で各種の行事 やPR活動を集中的、重点的に実施します。

埼玉県内では、春日部市のほか、さいたま市(10月17日)、川口市(12月13日)でも 一日合同行政相談所を開設いたします。



昨年(さいたま市)の相談所の様子

《問い合わせ先》

総務省 関東管区行政評価局 行政相談課

担当: 菊地、佐藤

048-600-2311 (直通)

~会場きでのアクセス~

東部地域振興ふれあい拠点施設ふれあいキュース(春日部市南 1 - 1 - 7)

(東武スカイツリーライン、東武野田線 春日部駅西口から徒歩5分)



※ 会場施設にご来場者用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

春日部一日合同行政相談所		
①日時	平成 25 年 10 月 8 日 (火) 10:00~16:00 (受付は 15:30 まで)	
②会場	東部地域振興ふれあい拠点施設ふれあいキューブ(春日部市南1-1-7)	
③主な相談内容	・ 道路(国道)に関する相談	(関東地方整備局)
及び参加機関	· 登記、戸籍、人権擁護	(さいたま地方法務局)
	・ 労働に関する相談	(埼玉労働局)
	· 国民年金、厚生年金	(春日部年金事務所)
	・県の業務	(埼玉県)
	・ 市の業務	(春日部市)
	・ 人権に関する相談	(埼玉県人権擁護委員連合会)
	・福祉に関する相談	(春日部市民生委員児童委員 協議会)
	・ 相続、離婚など法律問題に関する相談	(埼玉弁護士会)
	・ 土地・建物などの登記に関する相談	(埼玉司法書士会)
	・税金に関する相談	(関東信越税理士会埼玉県支 部連合会)
	・ その他、国の行政に関する相談	(埼玉行政相談委員協議会)
	・その他、国の行政に関する相談	(関東管区行政評価局)

② <参 考>「行政相談」とは?

総務省の行政相談は、国の行政についての苦情、意見・要望などをお聴きし、相談者と 関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行い、苦情などの解決や要望などの実現 を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度及び運営の改善にいかしています。

○ 「どのような業務が対象なの?」

行政相談の対象範囲は、以下のとおり、国の行政全般にわたっています。

① 国の行政機関が実施する業務

⇒例:国道、年金、登記など

② 独立行政法人、特殊法人などの業務

⇒例:電話、高速道路など

③ 法定受託事務(法令により地方公共団体(都道府県、 ⇒例:戸籍、パスポート発行など 市町村)が実施するとされている国の業務)

④ 国の委任または補助を受けて行われている業務

したがって、「行政について苦情がある」、「こうしてほしい」、「行政機関の説明や対応に納得できない」、「どこに相談したらよいかわからない」などということがあれば、行政相談を御利用ください(相談は無料です、秘密は厳守します)。

○ 「どこで聞いてくれるの?」

① 管区行政評価局·行政評価事務所

総務省は、各都道府県庁所在地に、管区行政評価局・行政評価事務所を設置し、行政相談を受け付けています。埼玉県内には、「関東管区行政評価局」が設置されています。

〇総務省 関東管区行政評価局(首席行政相談官室)

〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館19階 電話: 057 0-0 90 110 (全国共通番号)

FAX: 048-600-2336

インターネット(相談受付専用):「行政相談受付」で検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- 〇さいたま総合行政相談所(JR 武蔵浦和駅南ビル「マーレ」2階)
- ○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階)

② 行政相談委員

全国の市町村には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」(全国で約5,000人、埼玉県内には183人)が配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活躍しています。

行政相談委員が開設している相談所については、関東管区行政評価局やお近くの市役所・町村役場までお尋ねください。

平成 24 年度 関東管区行政評価局行政相談業務活動実績

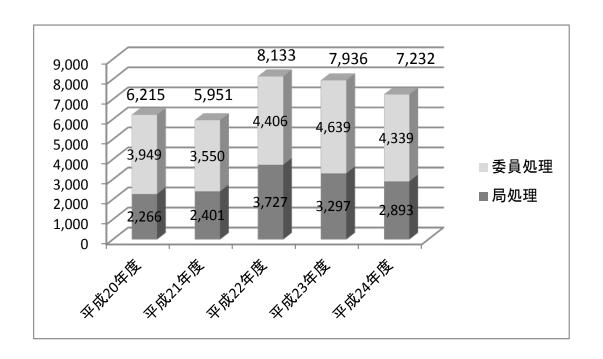
1 行政相談処理件数

(1) 行政相談処理件数の推移(平成20~24年度)

平成 24 年度の相談総処理件数は 7,232 件であり、平成 20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 7,059 件を上回っているものの、前年度 (7,936 件) と比較すると 704 件(前年度比 8.9%)減少しています。

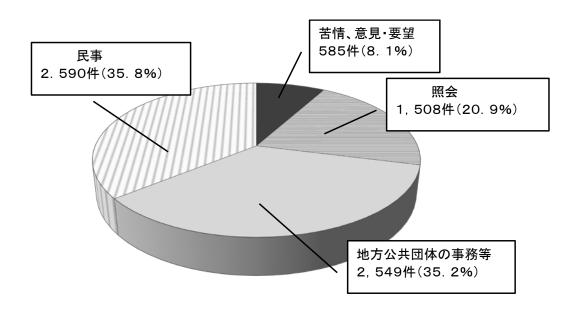
このうち、当局の処理件数は 2,893 件で、20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 2,923 件を下回っており、前年度(3,297 件)と比較して 404 件(前年度比12.3%)減少しています。

また、委員の処理件数は 4,339 件で、20 年度から 23 年度までの過去 4 年間の平均処理件数 4,136 件を上回っているものの、前年度(4,639 件)と比較して 300 件(前年度比 6.5%)の減少となっています。



(2) 事案分類別処理件数(平成 24 年度)

平成 24 年度の相談件数 7,232 件の事案分類別件数内訳は、国の行政に対する苦情、意見・要望が 585 件(8.1%)、行政の制度・手続等の照会が 1,508 件(20.9%)、地方公共団体の事務等が 2,549 件(35.2%)、民事が 2,590 件(35.8%)となっています。



(3) 苦情、意見・要望の主な分野別処理件数(平成24年度)

平成 24 年度に苦情、意見・要望事案として処理した 585 件のうち、件数が多い順にその行政分野別をみると、社会福祉 65 件、医療保険・年金 64 件、雇用 51 件、電波・通信 25 件、郵政 22 件となっています。

